

第二百二十二号議案

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十条・第二十一条）」を「（第二十条―第二十二条）」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第二十条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（提案理由）

第二百二十二号議案 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十五号）の施行による婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の改正に伴い、電磁的記録に係る規定を設ける必要がある。